

特集

警察庁における「犯罪被害給付制度」の見直しと カウンセリング費用の公費負担制度

警察庁は、「犯罪被害給付制度」のあり方を検討してきた警察庁有識者会議の提言を受け、平成30年4月（予定）に、制度改正を実施予定です。今回の制度改正は1981年の制度開始以来の大幅な改正となります。

今号の特集記事では、警察庁犯罪被害者支援室の御協力のもと、今回の改正に関する改正箇所や要点等をわかりやすく紹介していただきました。また、平成28年度から実施されている「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度」も犯罪被害給付制度の改正に合わせ、公費負担制度の対象期間の延長が検討されており、犯罪被害者の方に対する金銭面での支援の充実が一層はかられることとなります。

※「犯罪被害給付制度」改正についての内容は平成30年2月現在の情報です。

「犯罪被害給付制度」改正へ

警察庁長官官房給与厚生課 犯罪被害者支援室

1 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金（以下「給付金」といいます。）を支給することで、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とした制度であり、昭和56年1月から運用しています。

2 改正の経緯

制度創設以降、重傷病給付金の新設等を内容とする平成13年の法改正や、生計維持関係にある遺族に対する遺族給付金の額の引上げ、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し等を内容とする平成20年から21年にかけての法令改正等、犯罪被害者支援に対する社会的関心の高まりを受けて、累次にわたって本制度は拡充されてきました。

こうした中、平成28年4月1日に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」において、①重傷病給付金の支給対象期間等の在り方、②犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方、③若年者の給付金の在り方、④親族間犯罪被害に係る給付金の在り方の4つの課題について、警察庁において実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施することが盛り込まれました。

これを踏まえ、警察庁において、平成28年度末までに調査を実施し、その上で、犯罪被害者遺族、犯罪被害者支援団体及び法律専門家の知見を踏まえた多角的な検討を行うため、これらの方々を構成員とする「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を、平成29年4月から7月までの間に開催し、同月14日に、構成員の一致した意見により、犯罪被害者等への支援の充実を内容とする提言

が取りまとめられました。

警察庁においては、同提言の内容を早期に具体化すべく、平成30年4月1日からの制度の改正を目指し、法令改正に向けた所要の作業を行うとともに、予算要求等を行っているところです。

3 改正の概要

制度改正の概要は、次の4点です。

① 重傷病給付金の給付期間の延長

現行、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して「1年」を経過するまでの間とされている重傷病給付金の給付期間を、「3年」を経過するまでの間に延長することとします。

② 仮給付金の額の制限の見直し

仮給付金は、給付金の支給が見込まれるにもかかわらず、支給決定に必要な要件の一部について事実認定ができないことから速やかな裁定ができない事案について、迅速な支援を図るため、認定できる事実の範囲内で一部の額を支給するものです。

現行、仮給付金の上限額については、仮給付金の支給決定時点で認定可能な給付金相当額の3分の1とされていますが、支給決定時点で認定可能な給付金相当額の全額が支給できるよう、上限額を見直すこととします。

③ 若い遺児に係る遺族給付金の引上げ

遺族給付金の額は、犯罪被害者の勤労収入を基礎に算定される基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して定める倍数を乗じて算定した額とされています。

この倍数については、現行、生計維持関係遺族の年齢を問わずその人数に応じて定められていますが、若い遺児が残された場合には支給額が引き上げられるよう、生計維持関係遺族に、犯罪行為時に8歳未満であった遺児が含まれている場合には、その遺児の年齢と人数を考慮した数を倍数に加えることとします。

- ④ 親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し
親族間犯罪に係る支給制限（減額・不支給）について、次のとおり改めることとします。

◆段階的支給額設定の簡素化

犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合は、現行、減額・不支給を基本とした上で、諸々の事情の有無を段階的に認定することによって支給額を決定していますが、このような仕組みを簡素化し、単に、犯罪行為時に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限を行わない。

◆18歳未満の者に対する給付の特例の新設

犯罪行為時、18歳未満であった者が犯罪被害者又は第一順位遺族として給付金を受給する立場にある場合には、その者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限は行わない。

また、犯罪行為時、18歳未満であった者が第一順位遺族である場合、その者を監護していた犯罪被害者と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限についても緩和し、3分の1減額にとどめる。

◆親族の区分類型の合理化

加害者と同じ居していた場合には不支給とし、別居していた場合には3分の2減額としていた兄弟姉妹に関する支給制限について、同居と別居の別を問わず、3分の2減額とする。

また、三親等内の親族以外の親族について、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限を行わない。

【制度改正概要】

① 重傷病給付金の
給付期間の延長

② 仮給付金の額の
制限の見直し

③ 若い遺児に係る
遺族給付金の
引上げ

④ 親族間犯罪に係る
減額・不支給事由
の見直し

犯罪被害者等のカウンセリング費用の 公費負担制度について

警察庁長官官房給与厚生課 犯罪被害者支援室

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度は、平成27年4月に警察庁で開催された「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において、当時一部の都県警察で運用されていたものを全国展開することが提言されたことを受け、平成28年度から国でも予算措置をし、現在43都道府県警察で運用されています。同制度の経緯や概要について、以下説明をします。

1 経緯

第2次犯罪被害者等基本計画を受けて開催された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」がその「最終とりまとめ」（平成25年1月）において、犯罪被害者等の心理療法等に係る公費負担制度を整備する必要があるとして、研究会の設置を提言しました。そこで、警察庁において、有識者から成る「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、平成26年3月から平成27年2月にかけて議論しました。

同研究会では、当時の犯罪被害者等に対する心理療法

等の現状等について、

- 医師による心理療法等は保険診療が大半であるが、臨床心理士等の心理職による心理療法等の多くは保険診療外で行われ、犯罪被害者等の経済的負担が高額であること
- 心理療法等の経済的負担がネックとなり、通院を止めるなどした犯罪被害者等がみられること
- 大都市圏内で診療等を行っている医師や臨床心理士等が多く、地域間格差が顕著であること

等が指摘されました。

当時の精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支援制度等としては、警察においては、

- 警察部内カウンセラーによるカウンセリング
- 警察が委嘱した部外カウンセラーによるカウンセリング
- 一部都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度

等が行われていましたが、同研究会は、平成27年4月

に取りまとめた、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」において、心理療法等に係る犯罪被害者等の自己負担の軽減方策として、

- 警察部内カウンセラーが、各都道府県警察において確実に配置されることを期待する
- 一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度は、犯罪被害者にとって利用しやすいものであり、全国展開していくことが望ましい
- 全国展開に当たっては、都道府県ごとの制度内容の差をできる限り少なくするために、警察庁で予算措置をするとともに、運用基準のモデルを示すことが望ましい等

と提言しました。

警察庁では、この提言を踏まえ、平成28年度から、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を予算措置（都道府県警察費補助金）するとともに、制度のモデルを示し、同制度の全国展開を図っているところです（平成30年1月時点で、性犯罪については43都道府県、性犯罪以外の犯罪については42都道府県で整備済み）。

2 制度の概要

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」でも指摘されましたが、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担は、

- ①犯罪被害者等が受診する精神科医等を自らの意思で選定できること
- ②医師以外の心理職が行うカウンセリングについてもその対象とすること

等に特徴があります。一方、保険診療により行われる治療以外の心理療法等も対象としますが、当然のことながら、精神的被害の回復に効果がないものであってはいけません。

警察庁では、同報告書を踏まえ、平成28年4月に犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担の実施要領案を各都道府県警察に示しています。その概要は次のとおりです。

なお、各都道府県警察における具体的な制度は、都道府県警察ごとに定めていますので、詳細につきましては、各都道府県警察の犯罪被害者支援室にお問い合わせ下さい。

(1) 公費負担制度の対象者

犯罪被害者やその遺族（自らが被害にあったこと又は家族が犯罪被害により死亡したことを都道府県警察に対して申告した方）が、公費負担制度の対象者となります。必要に応じて、犯罪被害者の家族その他の関係者についても対象となる場合があります。ただし、それらの者が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していることその他の事情から判断して、公費負担制度の対象

とすることが社会通念上適切でないと認める場合には、この限りではありません。

(2) 公費負担制度の対象となるカウンセリング

精神科医等の医師、臨床心理士等が公費負担制度の対象者の精神的被害の回復に効果があると認めた、診察又はカウンセリングとしています。

(3) 公費負担制度の対象期間等

公費負担制度の対象期間は、初診日より原則として上限1年間としており、また受診等の回数に関する制限は特に設けないことを概ねの考えとしていますが、制度の趣旨等を勘案し、必要に応じて1年間を超える期間を対象期間としてもよいとしています。

※なお、平成30年度から犯罪被害給付制度を見直すこと（重症病給付金の給付期間の延長）に合わせ、この「上限1年」も延長することを予定しています。

カウンセリング費用 公費負担の特徴

犯罪被害者等が
受診する精神科医等を
自らの意思で
選定できる

医師以外の
心理職が行う
カウンセリングについても
その対象とする

◆対象者

犯罪被害者やその遺族

※公費負担制度の対象とすることが社会通念上適切でないと認める場合を除く

◆対象となるカウンセリング

精神科医等の医師、臨床心理士等が公費負担制度の対象者の精神的被害の回復に効果があると認めた診察又はカウンセリング

◆対象期間等

初診日より原則として上限1年間（延長予定）
受診等の回数に関する制限は特に設けない

3 その他

カウンセリング費用の公費負担制度のほか、警察では41都道府県で144名（うち臨床心理士90名）の部内カウンセラーを配置する（平成29年4月現在）など、犯罪被害者に対するカウンセリングの充実に向けた取組を行っています。

また、平成28年4月に「第3次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、「第2次犯罪被害者等基本計画」から引き続き取り組む施策のほか、被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する適切な支援の充実を図る取組などが盛り込まれているところです。

声を上げられずにいる犯罪被害者やその家族、遺族の方にも、精神的支援が適切に行き届くよう、警察としても引き続き努めていきたいと考えています。